



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	モラル・ジレンマは解消しうるか
Author(s)	中川, 大
Description	
Citation	哲学, 35, 97-112
Issue Date	1999-07-18
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/48000
Type	departmental bulletin paper
File Information	35_97-112.pdf



《シンポジウム ―義務と道徳―》

モラル・ジレンマは解消しうるか

中川 大

はじめに

「ジレンマ」とは、論理学の用語としては、すべての場合を尽くす二つの選択肢のいずれに依拠しても同じ結論が得られることから、その結論を命題とするような推論のことを指す。たとえば、「 $P \rightarrow Q$ 」と「 $P \vee R$ 」と「 $Q \vee R$ 」とから、「 R 」を得るような推論がそれである。しかし、日常的な言葉遣いとしては、選択肢が二つしかなく、しかもその二つのいずれを選んでも窮境に陥るという場合に、この言葉が用いられるように思われる。「前門の狼、後門の虎」といった場合である。「モラル・ジレンマ」と言ったときの「ジレンマ」も、この後者の意味合いでの「ジレンマ」にほかならない。すなわち、義務としてなされるべきこととして、 A ということと B ということが与えられながら、 A をなすことが B をなすことを不可能にし、 B をなすことが A をなすことを不可能にするような場合、その当事者は、 A をなすことを選択すれば、 B をなすという義務に逆らうことになり、また、 B をなすことを選択すれば、 A をなすという義務に背くことになるから、彼はいずれの選択においても義務に違反することになるのであり、彼はモラル・ジレンマに陥っていると言われる。

われわれは哲学や文学において、そして現実の生活において、モラル・ジレンマの事例であるように思われる状況に、

さまざまな文脈で遭遇する。それは、プラトンの『国家』の冒頭で提示される、「友人から武器を預かったとする、そのときは正気だったその友人が、あとで気が狂って、狂ってから返してくれと言ってきたとする」、その場合に約束通り武器を返却するべきか、というパズルかもしれない。あるいは、ソフォクレスやエウリピデスの作品に現われる、文字通りの悲劇的葛藤かもしれない（『アンティゴネ』では、兄への葬いの務めを果たそうとするアンティゴネと、国の掟を維持してそれを許さないクレオンとが対立する。『アウリスのイピゲネイア』のアガメムノンは、トロイアへの船出を成就するためには、自分の娘を神への犠牲に供さなければならない羽目に陥る）。あるいは、強制収容所で、二人の子供のうちのどちらが殺されるかを選択しなければ、両方の子供が殺されてしまうことになった母親かもしれない（スタイロンの『ソフィーの選択』、祖国の自由のために戦うべきか、年老いた母親を養うために家に残るべきか迷う青年かもしれない（サルトル『実存主義はヒューマニズムである』）。あるいは、自分の生命を守るためには胎児を中絶せねばならない女性のような、（いわば）バイオエシックス的状况であるかもしれない（10）。

しかし、こうしたモラル・ジレンマに思えるものは、本当にジレンマなのだろうか。たとえば、『国家』のパズルは、「正義とはなにか」を設問するためにジレンマのようなものを仮構してはいるけれども、こうした状況におかれたひとは、義務の衝突に悩むことなく、武器の返却を拒むだろう。そして、本当はそれと同様に、他のモラル・ジレンマに思えるものの場合も、それらへの適切な対処というのは実は存在しているのであり、われわれは、なすべき義務を果たさなかつたり、してはならないことをしてしまったりすることなしに、適切な選択をすることが可能なのではないだろうか。それができないように見える——つまり、いずれの選択をしても何らかの義務違反をせざるをえないように見えるのは、むしろわれわれが義務の体系について、適切な理解を有していないためではないのだろうか。

高山宏司氏は、論文「モラルディレンマ論の陥穽と新しい義務論理学」（高山〔1997〕）において、時制論理学を基礎に

据えた義務論理学によって、いわゆるプロタゴラスのパラドクスが解決されることを示し、そうした洗練された義務論理に依拠すれば、義務が衝突しているかのように見える状況から、ジレンマを消すことができると主張している。彼は、その議論によって、モラル・ジレンマが実在するとするルース・バーカン・マーカーズの主張を論駁しようとする。小論では、この高山氏の議論を吟味することを通じて、モラル・ジレンマ論と義務論理との関係について考察してみたい。

私見では、高山氏の批判は、マーカーズの議論をその一面においてしか掬い取っていない。われわれは以下で、まず高山氏によるモラル・ジレンマ解消の方策を概観し、続いて高山論文においては閑却されている、マーカーズのへまぬけなトランプ・ゲームの比喩について吟味して、マーカーズの立論を擁護する。われわれは、マーカーズの議論を辿っていくことを通じて、義務と行為の関係をめぐる錯綜した問題へと連れ出されることになる。さて、こうした議論に対しては、高山氏の眼目は標準的義務論理学を擁護することであり、われわれの反論は、論理学的な関心を欠いているがゆえに高山氏に對して一方的であるという批判があるかもしれない。しかしながら、マーカーズは、義務論理学をめぐる「論理学的な」議論においても、等閑に附するべきではない重要な論点を提出している。最後にその点を一瞥することになろう。

1 プロタゴラスのパラドクスと時制義務論理

プロタゴラスのパラドクスと呼ばれるのは、ディオゲネス・ラエルティオスの『ギリシャ哲学者列伝』に由来するもので、次のような笑い話として提示される。

プロタゴラスと弟子のエウアトロスは、次のように合意した。プロタゴラスはエウアトロスに法廷での弁論術を教授し、授業料を受け取る。しかし、エウアトロスが授業料を支払うのは、エウアトロスが最初の訴訟事件に勝ったときであり、

そしてそのときのみであるとする。しかし、授業を受けた後のエウアトロスは何の訴訟事件にも関わらず、したがって授業料の支払いも為されなかった。そこで、プロタゴラスは授業料の支払いを求めてエウアトロスを訴えた。師弟は法廷で、次のように主張して対決した。

プロタゴラス…もしもわたしがこの訴訟に勝ったなら、授業料を支払えという判決が下るわけだから、エウアトロスは授業料を支払わなければならない。一方、もしもわたしが負け、エウアトロスが勝ったなら、彼はわたしとの合意に基づき、授業料を支払わなければならない。いずれにせよ、彼はわたしに授業料を支払わなければならない。

エウアトロス…もしもわたしがこの訴訟に勝ったなら、授業料を支払わなくてもよいという判決が下るわけだから、わたしはプロタゴラスに授業料を支払わなくてもよい。一方、もしもプロタゴラスがこの訴訟に勝ったのなら、わたしは最初の訴訟に敗れたわけだから、わたしは彼との合意に基づき、授業料を支払わなくてもよい。いずれにせよ、わたしは彼に授業料を支払わなくてもよい。

高山氏は、このパラドクスにモラル・ジレンマを読み込み、通常の義務論理学において、このパラドクスが再現されることを認める。しかし、それは標準的な義務論理学をわずかに改訂するだけで回避されると高山氏は考える。実際、レンツェンやオークフィストがこのパラドクスを解決する方策を提出している(Lenzen[1977], Aqvist[1995])。高山氏はそうした成果に基づいて、モラル・ジレンマの実在性を主張する議論を批判する。レンツェンらの議論の中心的な着想は、義務論理学に時間指標「 t 」を導入し、通常の義務論理学においては時間指標なしで現われる述語や操作子を、時間指標つきのものに取り替えた上で、その「 t 」が表わす時点への量化を考えることにある。したがって、「 Zb 」(b は料金を支払う)の代わりに、たとえば「 $Z_{t,b}$ 」(b は時点 t までに料金を支払った)のような表現が採用されるし、また、義務操作

子「O」は時間指標付きの「O_t」に改められ、たとえば「 $\neg(O \supset Zb)$ 」(あらゆる時点においてbは料金を支払わなければならない)のような表現が用いられることになる。

さて、プロタゴラスの訴訟の事例に帰ろう。通常の義務論理においては、「 OZb 」(エウアトロスは料金を支払わなければならない)と「 $\neg OZb$ 」(エウアトロスは料金を支払わなくてもよい)とが、ふたつながら得られ、したがって矛盾が生じてしまう。それに対して、右のように改訂された義務論理によって導出されるのは、「 $\neg(O \supset Zb \& G(a, p))$ 」(エウアトロスは、時点tにおいて授業料を払わなくてもよく、かつ第一の訴訟に勝つ)という命題と、「 $O \supset Zb \& G(a, p)$ 」(エウアトロスには時点tにおいて授業料支払いの義務があり、かつプロタゴラスが第二の訴訟に勝つ)という命題であり、この二つの命題の連言をとっても矛盾は生じない。結局のところ、t₁(第一の訴訟P₁における評決が表明される前のある時間)とt₂(第二の訴訟P₂における評決が表明される前のある時間)という二つの時点を区別することによって、まだ訴訟に勝っていない時点のエウアトロスにはまだ授業料を払う義務はないけれども、彼が最初の訴訟に勝った時点で支払い義務が生じるので、プロタゴラスが第二の訴訟を起こしたときには、エウアトロスが敗れることになる、と考えることで矛盾が回避されることになる(2)。

高山氏は、このレンツェン・オークフィスト流儀のパラドクスの解決を紹介して、このような義務論理学の洗練によって一般にモラル・ジレンマは解消されるのであり、したがって、モラル・ジレンマの実在性を強調するマーカスらの議論は根拠を失うと説いている。すなわち、高山氏によれば、モラル・ジレンマが実在するならばわれわれの道德規則の体系から矛盾が導かれるはずであるのに、その導かれたように見える矛盾は実はうわべだけのものであって、それはより適切な義務の論理においては生じないのであるから、われわれの前に立ちはだかるように見えたモラル・ジレンマもまた、それが実在すると誤認されたに過ぎないのである(3)。しかしながら、実はマーカスの議論は、こうした「義務論理の洗

練によるジレンマの解消」という論法を予見した構造になっており、その意味で、高山氏の議論はマーカスに対する正面からの批判にはなっていないと思われる。次にその点を見ていこう。

2 マーカスの〈まぬけなトランプ・ゲーム〉の比喩

マーカスの一九八〇年の論文「モラル・ジレンマと無矛盾性」(Marcus[1980])で、議論の中心をなすのは、高山論文ではまったく言及されていないまぬけなトランプ・ゲーム(a silly card game)への比喩である。マーカスは、この比喩によって、モラル・ジレンマが生起する構造を巧妙に表現したばかりでなく、義務と道徳的な行為とをめぐるわれわれの観念の配置の、全面的な組み換えを促しているように思われる。

まぬけなトランプ・ゲームとは、二人で遊ぶ次のようなゲームである。一組の札をよく切って、同数の二つの山に分けて、プレイヤーの前に置く。二人は山の一番上から一枚ずつ札をめくっていき、より強い札を出した方がその回戦を取る。黒い札は赤い札より強く、高位の札は低位の札より強い(札の位はA、K、Q、J、10、…、2の順とする)。ただし、ハートの2とダイヤの2が出たときのように、勝負の規則が適用されない場合には、その回戦は引き分けとなり、そのままゲームが続けられる。こうして二十六回戦を戦って、取った回戦の多い方が勝ちである。このゲームのどこがまぬけなのかといえは——一目瞭然であろうが——、赤のAと黒の2が出るような場合があるからである。つまり、この場合には、「黒い札は赤い札より強い」という規則が適用されるなら、黒の2を出したプレイヤーが勝ち、「高位の札は低位の札より強い」という規則が適用されるなら、赤のAを出したプレイヤーが勝つことになり、規則の衝突が生じて、ゲームが進まなくなる。このゲームでは、このようなジレンマが頻繁に起こることが予想されるだろう。⁽⁴⁾

それにもかかわらず、マールカスは、このゲームを「矛盾している」と呼ぶべきではない、と主張する。なぜなら、「矛盾している」とは、それが成立する可能的な状況（可能世界）が無いことであるのに、このゲームは最後まで進行して決着することが可能だからである。たとえば、赤い札と黒い札とが同じ回戦で出るときには、たまたまどちらも同じ位の札であるような場合、このゲームは決着を見るだろう。したがって、へまぬけなトランプ・ゲームは無矛盾であると言われなければならない。すなわち、マールカスによるトランプ・ゲームとわれわれの生活の営みとの類比に従えば、モラル・ジレンマが実在することは道徳規則が矛盾することを含意しないのである³⁾。たしかに、もしもモラル・ジレンマの生起が道徳規則の矛盾を含意するのなら、道徳規則が矛盾しないことを示すことによって、モラル・ジレンマが生起しないことを示すことができる。しかし、トランプ・ゲームにおいて、ゲームがしばしば成立しないとしてもそのゲームが無矛盾でありうるのと同様に、われわれの生活においても、モラル・ジレンマが生起することと、道徳規則が無矛盾であることは両立可能である。したがって、モラル・ジレンマの生起は道徳規則の矛盾を含意しない。ここまでの議論で、道徳規則が矛盾を含まないことを示すことによって、モラル・ジレンマが実在しないことを示そうとする議論は、その効力を奪われる。そして、右に見たように、高山氏によるモラル・ジレンマの論駁はまさにそのような議論にほかならない。しかしながら、マールカスの議論はそこで終わるわけではない。彼女の議論の趣旨は、むしろさらにその先にある。

へまぬけなトランプ・ゲームがしばしば進行困難に陥ることに気づいたとき、われわれにはどのような方策がとりうるだろうか。一つは、ゲームの規則を洗練して、きちんと決まりが着くように手直しすることである。実際、へまぬけなトランプ・ゲームから出発して、それがジレンマに陥る度合いを減らすように改良を重ねて行つて、ホイストやブリッジのように、あらゆる回戦で勝負が決まるゲームを手にする可能性も、われわれにはある。この方針は、プラトンの『国家』のバズルを、「約束を守る」義務よりも「不特定多数の人の殺傷を幫助しない」義務の方が優先順位が高いと考える

ことで解決するのと平行的であろう。そして、われわれの道徳的生活において、義務論を改訂・洗練することによって、モラル・ジレンマを解消しようとする方向と平行的であろう。さて、へまぬけなトランプ・ゲームへに対するもう一つの方策は、札を切るときに、たとえば、赤い札と黒い札とが同じ回戦で出るときには、どちらも同じ位の札になるように、あらかじめ札を揃えておくことである。これは、トランプ・ゲームにおいては明らかにイカサマであろう。しかし、それと類比されたわれわれの生活の営みにおいては、決してそうではない、とマールカスは主張する。マールカスは、われわれの生活において、より本質的な選択肢はむしろこちらの方策だと考えるのである⁽⁶⁾。

ここでマールカスは、バーナード・ウィリアムズが、葛藤する義務の一方を選んだとき、最善の選択をしたと確信している、なお残る「悔い(egged)」と呼んだもの⁽⁷⁾に相当するものを援用している。人工妊娠中絶手術を受けることになった女性に、哲学者たちは、ひとには自己の身体に起こることを自分で決定する権利があるとか、欠陥のある胎児は母親の幸福と量りにかけられなければならないとか、そもそも母体から独立して他者と交流できるようになるまではそれは人間ではないのだとか、あらゆる主張や原理を駆使して、中絶を選択することを正当化し、もう一つの選択をしなかったことに罪悪感や良心の呵責を覚えるのは感傷に過ぎないのだと納得させるかもしれない。しかし、それでもなおそこには、道徳的な事実として、割り切れないさや悔恨(remorse)が必ず残る、とマールカスは主張する。そして、そのような悔恨や罪悪感が、われわれをして、モラル・ジレンマに陥るようなことができる限り少なくなるように、われわれの生活を営ませしめる。われわれが善く生きようとするとき、われわれは単に行為を義務に合致させようとするのではなく、義務の衝突を可能な限り回避しようとする二階の道徳原理(「汝の格率が普遍法則たることを意志しうるように行為せよ」というカントの原理を、マールカスはこのように解している)に従うのである。しかし、二階の原理はいわば統整的な原理であって、それはつねに充足されるようなものではない(すなわち、この原理においては、「べし(ought)」は「できる(can)」を含意し

ない)。だから、われわれはしばしばジレンマに陥ってしまふ。しかし、それは、われわれの意志の弱さや理性の欠陥によるものではなく、むしろ「この世界がたまたまそうであること(the contingencies of this world)」^(*)によるのだとマークスは言っている。この言い回しは、トランプ・ゲームの比喩とは別の箇所に登場するのだけれども、「たまたまそうである世界」に「たまたまそう切られてしまったトランプ札の山」を重ね合わせて読むのは、決してこじつけにはならないだろう。

マークスのへまぬけなトランプ・ゲームへの比喩は、モラル・ジレンマと道徳規則の無矛盾性との関係に見通しを与えてくれる仕掛けであるとともに、義務の体系とわれわれの行為との両義的な関係に示唆を与える装置でもある。ゲームの規則を洗練していくことによって、ゲームが決着することをめざす立場に類比されるのは、われわれがジレンマに陥るのは、適切な行為を遂行していくための高度に洗練された道徳規則をわれわれが認識していないためである、と考える立場である。しかし、他方、たまたまゲームの挫折が生じないような札の並び方を実現することによって、ゲームの完遂をめざす立場に類比される立場もありうる。それは、われわれがジレンマに陥るのは、ジレンマが生じないような偶然的な状況を成立させるような、適切な行為を遂行するのにわれわれが失敗したためである、と考える立場にはかならない。後者の観点においては、われわれの義務の体系が義務の体系としてまっとうに機能するかどうかは、われわれの行為の結果を含む世界の偶然的なあり方に依存することになる。前者の観点からは、われわれの行為が適切であったり適切でなかったりすることは、義務の体系が義務の体系としてまっとうに機能していることに依存することになる。

あるいは、このように言ってもよいかもしれない。前者の観点に従うならば、われわれの義務の体系は、それがわれわれの実際の偶然的なあり方には依存せずに機能するものであるという意味では、むしろ「われわれの」義務の体系と呼ばれるべきものではない。義務の体系は、われわれがたまたまどのような生活を営み、どのような社会を形成し、どのよう

な悲惨と出会い、どのような喜びを分かち合ってきたのかといったようなことからは、独立に成立するものでなければならぬ。そのような義務の体系のうちで、われわれが現実にとまたまなす行為の適切さが測られることになる。それはわれわれの偶然のありように依存しない体系であるので、現実を生起しているのが、われわれの生活とはまったく異なる仕方の生活であり、われわれの社会とはまったく異なる成り立ちの社会であり、われわれの世界とはまったく異なる来歴を経てきた世界であったとしても、そこでなされる行為の適否は、その義務の体系に基づいて判定されるはずである。一方、後者の観点が正しいならば、それとは逆の見解が得られる。もしも、われわれの世界の偶然のありようが、現実のありようとまったく異なっていたとしたならば、われわれが現に有する義務の体系は、義務の体系としてまったく機能しないであろう。われわれの義務の体系が義務の体系として機能するかどうかは、われわれの世界がたまたまどのようなものであるかに依存するのである。そして、われわれのこの世界が現実にとどのようなのかは、われわれの行為の諸結果をも含むことになるに違いない。むしろわれわれの行為が先にあり、それらと相関的にのみ、義務の体系が把握されるのであればならない(9)。

マーカスのモラル・ジレンマ論は、こうした二つの視点を対峙させることを通じて、われわれの生活の営みにおいて道徳規則が果たす役割を明らかにしようとしたものにほかならない。したがって、この議論を、モラル・ジレンマが実在するという「実感」から義務論理を否定しようとするものとする高山論文の認定⁽¹⁰⁾によっては、マーカスのモラル・ジレンマ論に正面から向き合うことにはならないだろう。また、先に示したように、首尾一貫した義務論理を提示することができたとしても、それだけではマーカスの立論を覆すことにはならない。なぜなら、義務の体系は、たとえ矛盾を含まないとしても、義務の体系として機能しなくなるときがあるのであり、モラル・ジレンマとはまさにそのような状況である、というのがマーカスの立論の核心だったからである。

さて、以上のような議論がそれなりに説得的であったとしても、それはいわば「論理学の外側からの」議論であって、義務論理学に内在的な批判をなすことにはならないのではないか、という疑問があるいは提出されるかもしれない。マークスにおいて、義務論理学を「論理学の内側から」批判する論点は提示されていないのだろうか。以下では、その問題について簡単に見ていこう。

3 マークスの「論理的な」義務論批判

モラル・ジレンマ論へのウィリアムズの影響力の大きさから、マークスに対する批判はウィリアムズに対する批判と綯い交ぜにされがちである⁽¹¹⁾。高山論文でも、ウィリアムズが強調している、いわゆる集積の原理の拒否が槍玉にあげられている。集積の原理とは、「 $OA \& OB$ は $O(A \& B)$ を含意する」という原理であり、実際マークスにおいてもこの原理は斥けられなければならないと思われる⁽¹²⁾。すなわち、モラル・ジレンマの实在が認められるなら「 $OA \& O \sim A$ 」に相当する命題が認められるはずであり、他方、「ベシ」が「できる」を含意するという原理が認められるなら、同時に A をなしかつ A をなさないことが不可能である以上、「 $O(A \& \sim A)$ 」は認められえないはずであるから、つまりところ、「 $OA \& O \sim A$ 」から「 $O(A \& \sim A)$ 」への推論を正当化する集積の原理は拒否されなければならないことになる。しかし、義務論理において集積の原理を拒否することは、様相論理において必然性分配則 ($\Box(A \& B) \equiv (\Box A \& \Box B)$) を排除することに等しく⁽¹³⁾、標準的義務論理学そのものを否定することに繋がる。高山氏の眼には、これはモラル・ジレンマ論からの法外な帰結であり、論理学の外にある論拠によって論理学を葬ろうとするもののように映るのであろう。そして、だからこそ彼は、そのような結論を導くモラル・ジレンマ实在論を斥けようとするのにはかならない。

しかし、ウィリアムズはさておき、マーカスの標準的義務論理学批判は、元来、論理学の外からのものではなく、論理的な問題意識に基づく批判であった。ここで私が言っているのは、一九六六年の論文「反復された義務様相」(Marcus[1966])で提示されている議論のことである。マーカスによれば、標準的義務論理学においては、義務様相の評価的(evaluative)な使用——これは「ought to be」に対応する——と指令的(prescriptive)な使用——これは「ought to do」に対応する——の区別が曖昧にされており、そのため、義務様相を入れ子にして用いようとすると、物の役に立たなくなる。たとえば、次のような事例があげられる。「 $FA \equiv O \sim A$ 」であり、かつ「 $PA \equiv O \sim A$ 」であることと、「二重否定除去の規則」から、「 $O(FA)$ 」と「 $F(PA)$ 」とは同値になるはずである(「 F 」は禁止操作子、「 P 」は許可操作子である)。それなのに、「 A 」に「路上駐車すること」という解釈を与えたときの、それぞれの式の解釈である、「路上駐車は禁じられるべきである」と「路上駐車を許すことは禁じられている」とは、内容的に異なっている。後者においては路上駐車は現に禁じられているけれども、前者においてはそうとは限らないからである。これは義務様相の二つの用法の混同によるものにほかない。また、「 $O(O \sim A)$ 」(「そうであるべきことがそうであることは、そうであるべきことである」という命題に相当する)においても、先頭の「 O 」は評価的用法であるのに、二番目の「 O 」は用法が曖昧である。このような一群の問題が解決されないとすれば、義務論理学の発展は「人を惑わすような技術的演習」⁽¹⁴⁾でしかないとマーカスは断じている。マーカスの一九八〇年の論文は、すでに六〇年代に着想が抱かれていたものであるらしい⁽¹⁵⁾ので、彼女は当初から標準的義務論理学に対して、いわばその内側と外側からの両面攻撃を試みていたものと思われる。ただし、マーカス自身は、この二つの議論の相互関係には触れていない(それは、八〇年論文の内容を敷衍した Marcus[1996]でも同様である)。それでは、六六年の議論と八〇年の議論とは関係はないのだろうか。それが必ずしもそうではないということを、われわれはジェイムズ・フォレスターの最近の著作 (Forrester[1996]) から窺うことができる。この本は、マーカスの六六年の

義務論理学批判を額面通り引き受けて、新しい義務論理学の体系を提示した労作である（なお、この書物では、マークスの八〇年論文にはまったく言及されていない）。さて、そこでは、義務操作子が、評価的義務操作子「OB」と指令的義務操作子「OD」とに分別された体系が研究されている。そして、われわれにとって興味深いことに、この体系においては、標準的体系での集積の原理に対応する命題は、評価的操作子に関しても指令的操作子に関しても、主張されないのである（16）。

マークスの六六年の批判を積極的に取り入れた義務論理学改訂の試みには、他にもたとえば、ベルナップとバーサの論文（Belnap & Bartha[1995]）がある。そこで提示された体系もフォレストターの体系も、同じように、時間指標を明示するような体系となっている。そして、ベルナップとバーサは、自分たちの着想がマークスの八〇年論文に共有されるものであることを強調している。彼らは、八〇年論文でマークスが、二階の原理においては「べし」が「できる」を含意しない、と述べたぐだりに付した注釈を引用している。

読者の注意を喚起しておきたいが、目下の分析では、「べし」は指標的である。それは、与えられた場面への諸原理の適用が未来へとせり出しているという、その意味合いにおいてである。諸原理は何かをもたらすことに関わる（17）。

すなわち、ベルナップらの示唆するところに従うならば、時間指標を導入して義務論理学を再構成するという構想は、むしろマークスのものでもあるのであり、マークスの議論を批判するために、こと新しく取り沙汰されるような種類のものではなかった、と言われなければならない。

マークスによる、論理学的な問題意識に基づく義務論理学批判もまた、モラル・ジレンマ論による批判と同様、たしか

に義務論理学の成功に対してきわめて懐疑的な態度を表明するものにほかならない。しかし、ベルナップとバーサや、フォレストーらの論考は、マーカスの設定した相当に厄介な障碍を、何とかして乗り越えようとする試みなのであり、近年の「新しい義務論理学」の一翼は、彼らによって、そのようなマーカスの批判への挑戦という形をとって担われているのである。そうした意味合いで、マーカスは、標準的体系への仮借ない批判を通じて、かえって近年の「新しい義務論理学」の構築を領導する人々に、研究の指針を提供する役回りを演じているとさえ言えるだろう⁽¹⁸⁾。

そして、おそらくは、そうしたマーカスの「論理学の内側からの」義務論理批判は、先に見てきたような、モラル・ジレンマ論という形をとった「論理学の外側からの」義務論理批判と手を携えたものとして提出されているのである。そうであるから、マーカスのモラル・ジレンマ論を、十全な仕方において批判しようとする者は、そのように複雑な構成を有するマーカスの着想の全体を適切に再構成した上で、モラル・ジレンマの実在性をわれわれの義務と道徳の観念のうちに位置づけようとするマーカスの方法論に、周到な吟味を施す必要がある。

註

- (1) さまざまなモラル・ジレンマをとりあげて検討した論考としては、たとえば Mothersill[1996]がある。
- (2) 高山[1997]、一二五～一二三〇頁。
- (3) 高山[1997]、一二三〇頁。
- (4) Marcus[1980]、pp. 133-134.
- (5) Marcus[1980]、pp. 134-135.
- (6) Marcus[1980]、p. 135.
- (7) Williams[1965]、pp. 44f.

- (8) Marcus[1980], p.140.
- (9) この見解に従えば、道徳法則は、現に生起しているこの世界の全体と関係づけられることにおいてのみ意味を有することになるのであるから、この見解を道徳法則に関する「マッハ原理」と呼ぶことも許されるかもしれない。
- (10) 高山[1997]、一三三頁。
- (11) たゞせば Foot[1995] にこのようにもいわれている。
- (12) Cf. Marcus[1996], p.30.
- (13) 最小様相論理の公理 $\Box(A \supset B) \supset (\Box A \supset \Box B)$ のようにして $\Box A \& \Box B$ が与えられるなら、 $\Box(A \& B)$ が得られ、また、 $\Box(A \& B)$ が与えられるなら、 $\Box A \& \Box B$ が導かれる (cf. e.g. Hughes & Cresswell[1968], pp.27-28)。したがって、 $\Box A \& \Box B \supset \Box(A \& B)$ に対応する集積の原理は、標準的義務論理学において最も基本的な定理の一つであるといえる (高山[1997]、一三四頁)。
- (14) Marcus[1966], p.43.
- (15) Marcus, R.B., *Modalities: Philosophical Essays*, 1993, Oxford U.P., p.125.
- (16) Forrester[1996], pp.261-263, p.299.
- (17) Marcus[1980], p.140. Cf. Belnap & Bartha[1995], p.176.
- (18) このなか皮肉なことに、この状況は、かつてクワインによってなされた述語様相論理への厳しい批判が、マーカスその人やクリプキらによる現代的な述語様相論理学を建設する試みに、跳躍台を提供することになった事情を思い起こさせる。

文献

- Åqvist, Lennart[1995], 'The Protagoras Case: An Exercise in Elementary Logic for Lawyers', pp.73-84 in Biarup, Jes & Blegvad, Mogens(eds.), *Time, Law and Society: Proceedings of a Nordic Symposium Held May 1994 at Sandbjerg Gods, Denmark*, 1995, Franz Steiner.
- Belnap, Noel & Bartha, Paul[1995], 'Marcus and the Problem of Nested Deontic Modalities', pp.174-197 in Sinnott-Armstrong, Walter(ed.), *Modality, Morality, and Belief: Essays in Honor of Ruth Barcan Marcus*, 1995, Cambridge U.P.
- Foot, Philippa[1995], 'Moral Dilemmas Revisited', pp.117-128 in Sinnott-Armstrong, Walter(ed.), *Modality, Morality, and Belief: Essays in Honor of Ruth Barcan Marcus*, 1995, Cambridge U.P.

- Forrester, James W. [1996], *Being Good and Being Logical: Philosophical Groundwork for a New Deontic Logic*, 1996, M.E.Shape.
- Hughes, G.E. & Cresswell, M.J. [1996], *A New Introduction to Modal Logic*, 1996, Routledge.
- Lenzen, Wolfgang [1977], 'Protagoras versus Euathlus: Reflections on a So-Called Paradox', *Ratio* 19(1977), pp.176-180.
- Marcus, Ruth Barcan [1966], 'Iterated Deontic Modalities', pp.40-43 in Marcus, Ruth Barcan, *Modalities: Philosophical Essays*, 1993, Oxford U.P.
- Marcus, Ruth Barcan [1980], 'Moral Dilemmas and Consistency', pp.127-141 in Marcus, Ruth Barcan, *Modalities: Philosophical Essays*, 1993, Oxford U.P.
- Marcus, Ruth Barcan [1996], 'More about Moral Dilemmas', pp.23-35 in Mason, H.E.(ed.), *Moral Dilemmas and Moral Theory*, 1996, Oxford U.P.
- Mothersill, Mary [1996], 'The Moral Dilemmas Debate', pp.66-85 in Mason, H.E.(ed.), *Moral Dilemmas and Moral Theory*, 1996, Oxford U.P.
- 高山宏司 [1997] 「キラルデモレント論の陥穽と新しい義務論理学」『倫理学年報』第四十六集（一九九七年）一一九―一三三頁。
- Williams, Bernard [1965], 'Ethical Consistency', pp.41-58 in Sayre-McCord, Geoffrey(ed.), *Essays on Moral Realism*, 1988, Cornell U.P.